

新型コロナウイルスと米国労働健康法（雇用者向け）

米国（2020年3月11日）

新型コロナウイルスの問題が叫ばれるようになってから既に数か月が経つ中、現在におきましても収束の糸口すら見いだすことができおりません。むしろ、東京オリンピックの延期をはじめ、日本のみならず海外におきましても混乱が拡大する様相を呈しています。

このような新型コロナウイルスによる混乱を受けて、Squire Patton Boggsの海外オフィスの弁護士が、新型コロナウイルスに関する法的問題及び対応方法をテーマに本記事を作成致しましたので、下記にあるURLをご参照ください。この英文記事につきまして、東京オフィスの弁護士による日本語要約も併せて作成しておりますので、新型コロナウイルス問題への対応をご検討頂く際にご参照頂ければと存じます。また、新型コロナウイルス問題に関するご相談、本記事の内容についてご不明点、ご質問がございましたら、東京オフィスの担当弁護士までご連絡頂ければ幸いです。こちらの記事及び要約を通じまして、少しでもクライアントの皆様のお役に立つべく、こらからも情報発信をさせていただく所存でございますのでお気軽にご相談ください。

スクワイア外国法共同事業法律事務所

For Employers: Coronavirus and US Safety and Health Law

新型コロナウイルスと米国労働健康法（雇用者向け）

米国（2020年3月11日）

米国の雇用者は、米国労働省労働安全衛生管理局（Occupational Safety and Health Administration (OSHA)）により発せられた労働安全衛生基準を遵守する義務を負っています。この基準には、今般の新型コロナウイルス用の特別な基準というものはありませんが、OSHAが既存の基準を適用してくるという可能性があるので注意が必要です。そこで、雇用者は、労働安全衛生環境を確保するために合理的な措置をとる義務、労災（新型コロナウイルスによる疾病を含みます。）を記録しておく義務等のOSHAの基準を十分に理解しておく必要があります。

更に、米国の雇用者は、労働者に対して、認識されている危険に晒されることのない業務及び労働場所を提供する義務を負っています。新型コロナウイルスの蔓延により、認識されている危険に晒される労働場所が日々増えてきているということに留意をしておく必要があります。

その他、本記事では、労働安全衛生の観点から、雇用者が導入を検討すべき具体的な実務を解説しております。

<https://www.freshlawblog.com/2020/03/11/for-employers-coronavirus-and-us-safety-and-health-law/>